

建 物 名	面 積	数 量	予 算 年	次
家 禽 飼 育 舎	6 0 0 m ²	1	1,000万円	5
臨 海 実 驗 施 設	1,000 "	1	4,500 "	3
実 驗 林 管 理 舎	1 0 0 "	1	300 "	2
車 庫	6 6 "	1	200 "	1
農 機 具 格 納 庫	5 0 "	1	150 "	1
計	6 7 6 6 "	6 4	19,950万円	

建 物 合 計 面 積: 15.394 m² 予 算: 58,250万円

2) 創設費は1部門あたり2,000万円×1.3とした。

3) 附属施設の予算および年次計画

施 設 名 (内 訳)	予 算 年	次
実 驗 園 場(10 ha)	3,000万円	1
実 驗 林(20 ha)	600 "	2
環境調節装置(ファイトロン・ズートロン・短日圃場等、組織培養用環境調節機具等)	10,000 "	2, 3
特殊顕微鏡類(電子顕微鏡、紫外線顕微鏡等)	1,200 "	3, 4
分析器機(顕微分光光度計・超遠心機・自動アミノ酸分析装置・自動NHC分析装置等ガスクロマトグラフィー等)	4,500 "	2, 3, 4
放射線実験器機(X線照射装置・ガンマー線照射装置・カウンター類・廃液処理施設等)	1,600 "	4, 5
電 子 計 算 機	10,000 "	5
圃場作業・調査器機(トラクター類・乗用車・トラック等)	620 "	1, 2
計	31,520万円	

4) 以上の他に運営費として5ヶ年間に次の予算が必要である。

1 部門 1年あたり

部門(1)～(7)および8A～10A

$$750\text{万円} \times 1.3 = 975\text{万円}$$

部門 8B～10B

$$450\text{万円} \times 1.3 + 100\text{万円} \times 2\text{人} (\text{流動研究員経費}) = 785\text{万円}$$

年次	1	2	3	4	5	合 計
----	---	---	---	---	---	-----

運営費	2,735	5,470	8,205	10,155	12,105	38,670万円
-----	-------	-------	-------	--------	--------	----------

5) なお、本研究所には将来、育種学研究の必要に応じ共同利用施設を逐次設置してゆく。

(写送付先：科学技術庁長官、文部大臣)

共同研究所のあり方について（勧告）

標記のことについて、本会議第49回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

現在、科学の各分野で、その体制の整備が強く要望されている。何れの大学にも所属しない国立の共同研究所の体制は、別記の諸条件をみたすものでなければならない。政府は、この原則にのっとって、早急に共同研究所の体制を確立するよう、具体的に処置を講じられたい。

（別 記）

何れの大学にも所属しない国立の共同研究所（以下共同研究所と呼ぶ）のための諸原則と運営と最低条件

1. 共同研究所は、全国の国・公・私立大学および研究機関の研究者の共同研究の場として、研究者の希望に応じ、研究能力以外の点で差別されずに研究のできるために開放されるべきものである。

これら共同研究所は、全国の大学によって支持され、共同研究所における研究の発展が、大学自体の研究と教育に大きく裨益するものであると考えるべきものである。そのため、特に大学との人事交流が円滑に行なわれなければならない。

2. 共同研究所の研究が発展するためには、研究活動における研究者の自主性が尊重され、共同研究所の運営が民主化されなければならない。従来、個々の大学によって守られてきた自治の精神が共同研究所において生かされなければならない。

それと同時に、従来、一つの大学の中にあって守られてきた自治の考え方、大学を超えた、全研究者の自治という形で拡大されなければならない。

3. 以上の諸原則を事実として保障するために、これらの共同研究所は、次の具体的措置をとることが必要条件である。

A) 大学の研究と密接不可分であるという点から、基礎科学の研究の場であることを明らかにすべきで、要すればこれを法律に明記すること。

B) 共同研究所に所属する研究者の身分は教育公務員とすること。

C) 共同研究所の運営のため、これら共同研究所は、所長、所員、および下記によって規定される委員をもって構成する次の諸組織を持つ。（何れも名称は仮称である）

I 所員会議

II 運営委員会

III 協議員会

D) 上記諸組織の構成と任務

I) 所員会議

当該共同研究所の平常的運営に責任をもつものとする。

所長を含んで共同研究所で研究に従事するものによって構成される。

II) 運営委員会

共同研究所が全国の当該分野の研究者の総意によって運営されるために運営委員会をおく。

運営委員会は、所長の選考および重要人事を行ない、研究計画および実施の大綱などについ

て決定する。

運営委員会は、所長、所員の中から選出されたものおよび全国の当該分野の研究者の中から、日本学術会議が推せんしたものによって構成される。日本学術会議の推せんする委員の数は、少くとも全員の半数以上であること。

Ⅲ) 協議員会

当該共同研究所の活動に対し、広く、学問全般からこれを見て検討し、助言勧告することを任務とする。

所長の諮問機関である。

その委員は、全国の科学者の中から、当該共同研究所の専門を超えて、広く他分野の科学者をも含めて人選される。

全員が科学者でなければならない。

この委員の決定は、学問分野の性格等によって、必ずしも一律に決定し難いので、将来、日本学術会議が共同研究所を勧告するに際して、個々について、その選考基準方法を明らかにする。（注）

既に勧告の行なわれた共同研究所にあっては、協議員会の選考基準方法について、日本学術会議と緊密な連絡を取って行なうこと。

（注） 例えは、素粒子研究所の場合は、全員を日本学術会議からすいせんを受けることを期待しており、基礎生物学研究所の場合は、生物科学研究教育交流センターの形で、日本学術会議と密接な連絡をとつて選考されることとなっている。

E) 所長

運営委員会の議に基づいて専門学者の中から文部大臣が任命する。

- 4 共同研究所は、その性格が多様であるから、上記の如き必要最低限の規定を明確にするに止め細部に亘つて法的規制を行なわないこと。
- 5 既存の大学所属の共同利用研究所等の中、新たに規定される共同研究所に移行を希望するものについては、当該研究所が所属する大学との充分なる協議の上で、これを処置すること。
- 6 これらの共同研究所を適正に運営して行くことは、日本の全科学者の責任であり、その点から、これらの体制の確立について決して安易に考えてはならない。又、これらの共同研究所は、日本学術会議が従来とり來った科学を平和のために役立てるということを常に念頭におき、研究成果を開示し、その軍事利用を許さぬという基本的態度をくずしてはならない。

7-35

庶発第1383号 昭和42年11月6日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先：科学技術庁長官、大蔵、文部、

厚生、農林、通商産業、運輸および労働各

大臣)